

京都市環境審議会規則

平成6年5月19日規則第19号

(会長)

第1条 京都市環境審議会（以下「審議会」という。）に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第2条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第3条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 会長が指名する委員
 - (2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、環境政策局において行う。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年8月1日から施行する。
- (関係規則の廃止)

- 2 京都市公害対策審議会条例施行規則は、廃止する。

(経過措置)

- 3 第2条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会は、市長が招集する。

附 則（平成9年3月31日規則第144号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第145号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第145号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

生物多様性保全検討部会設置要綱

(設置)

第1条 生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条の規定に基づく生物多様性地域戦略の策定及び生物多様性保全について必要な検討を行うため、京都市環境審議会規則（以下「規則」という。）第3条に基づき生物多様性保全検討部会（以下「部会」という。）を置く。

(組織)

第2条 部会は、規則第3条第2項及び同条第3項の規定により、次の各号に掲げる者（以下「委員等」という。）で構成する。

- (1) 会長が指名する部会長及び委員
- (2) 市長が委嘱し、又は任命する者

2 委員等は、10人以内とする。

(委員等の任期)

第3条 委員等の任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1項第1号による部会長及び委員の任期は、指名の日から京都市環境審議会委員の任期満了の日までとする。

(2) 前条第1項第2号により委嘱し、又は任命する者の任期は、委嘱又は任命の日から京都市環境審議会委員の任期満了の日までとする。

2 補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員等は、再任することができる。

(部会長)

第4条 部会長は、部会の会務を掌理し、部会を代表する。

2 部会長は、部会の会議の議長となる。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、環境政策局環境企画部環境管理課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。